島原市報道資料

令和　４年　２月１４日

報道関係者　各位

令和３年度　一般会計補正予算（第１４号）における専決処分について

標記の件について、下記のとおり令和３年度一般会計補正予算（第１４号）の専決処分を行いましたのでお知らせします。

記

１．概　　要　　新型コロナウイルス感染症対策
営業時間短縮要請の協力金の支給に係る補正予算の専決処分

【補正予算額】　　２５０，１８６千円
（国費 19,000 千円、県費 225,658 千円、一般財源 5,528 千円）

【専決処分日】　　令和４年２月１４日

【事業概要】　　要請期間　令和４年２月１４日（月）～３月６日（日）
対象施設　飲食店・遊興施設・結婚式場等
協力金　　１日あたり３万円～２０万円
※まん延防止等重点措置の延長に伴う要請期間の延長
※店舗の事業規模（売上高）に応じて支給
※概要については別紙のとおり

【その他】　　１月２８日～２月１３日分については、令和４年１月２７日付一般会計補正予算（第１３号）により専決処分を行っています。

有明海にひらく湧水あふれる　火山と歴史の田園都市　島原

担当：島原市　総務課　財政班
担当　金子
電話：0957-62-8013（直通）
E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp

島原守護神　しまばらん

まん延防止等重点措置区域指定に伴う営業時間短縮要請※延長

要 請 内 容

①午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、
午後8時から翌朝午前5時までの間の営業を行わないよう要請します。

②終日、酒類の提供・持ち込みを行わないよう要請します。

※「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証の有無にかかわらず、同様に要請します。

要請期間

当初：令和4年1月28日（金）～2月13日（日）
延長：令和4年2月14日（月）～3月　6日（日）

対象地域

県下全域

対象施設

飲食店・遊興施設・結婚式場等
（食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗）

時短要請協力金

要請期間の全期間で 上記①・② に協力いただいた店舗を対象に、協力金を支給します。

〇支給金額
・店舗の事業規模（売上高）に応じて、店舗ごとに支給します。

中小企業等

※前年又は前々年の売上高

１日あたりの売上高（※）	協力金の支給額
７万５,０００円以下	３万円
７万５,０００円超 ～ ２５万円以下	１日の売上高の４割 （３万円～１０万円）
２５万円超	１０万円

大企業

※中小企業等でもこの計算方法を選択可能

１日あたりの売上減少額の４割
（上限２０万円）

※詳細は、県ホームページでお知らせします。

〇以下の店舗は、協力金の支給対象外です。
・従来の営業時間が午後8時までの店舗
・今回の要請前に既に廃業（または長期間休業）している店舗

◎申請方法や申請受付期間など詳細については、３月上旬を目途に県ホームページへ掲載予定です

相談窓口

電話:095-895-2618　　受付時間：9時00分～17時45分